

**【入院医療機関等設備整備事業】(令和5年10月以降対象分)新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業 Q&A**

NO.	質問内容	回答	備考
<b>補助対象事業者、補助条件、期間等について</b>			
1	補助金の申請期間は？	【個人防護具以外】: 令和5年11月17日(金)～令和6年2月14日(水) 【個人防護具】: (事前エントリー) 令和6年2月15日(木)～令和6年2月29日(木) (本申請) 補助対象期間終了の通知～令和6年4月10日(水) ※事前エントリーしない場合は、交付申請できません。	
2	対象の医療機関は？	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績(令和2年度以降令和6年3月31日まで)があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等です。	
3	「新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績」には、院内感染が発生し、患者の自院管理を行ったことを実績としてみなせるか。	みなせません。	
4	「G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う」とありますが、院内感染終息後もコロナ患者を受入れなければいけないのか。	そのとおりです。 院内感染終了後、令和6年3月31日までに新型コロナ患者を受け入れなければ補助対象外となります。 ※新型コロナ患者を院内で管理しても、受入実績とみなせません。	
5	補助対象期間はいつまでなのか。	・令和5年10月1日以降に生じた経費であり、令和6年3月31日までにかかる経費が対象となります。 ただし、個人防護具は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナ対策本部事務連絡)で規定する※「対象期間」に限ります。 ・令和6年3月31日までに納品・設置が完了するものに限ります。補助対象期間内に支払が完了していたとしても、納品がされていない場合は補助対象外です。	
6	令和2年度から令和5年9月30日までに本事業で補助を受けたことがあるが、10月以降も補助金の申請は可能か。	令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備及び個人防護具以外は対象外です。	
7	病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備について、どのような設備が該当するか。	・これまで重点医療機関として病棟単位や区画単位で対応してきた医療機関が病室単位によるゾーニングに切り替えることに伴って新規に必要な設備(例:HEPAフィルター付きパーテーション等)を想定していますが、補助対象を旧重点医療機関に限るものではありません。 ・申請時に整備理由書により、必要な設備の場所や種類を示してください。	
<b>初度設備費</b>			
8	「初度設備費」とは、具体的にどのような内容か。	令和5年度に新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の新設、増設に伴う初度設備を購入するため治療に必要な需用費及び備品購入費です。	
9	事務用品は初度設備の補助対象か。	新たにコロナ病床を整備するための費用や、その病床で患者の治療に要する消耗品や備品等が補助対象となるため、事務用品は対象とはなりません。	
10	診療・検査医療機関設置にかかる費用は「初度設備」の対象になるか。	「令和5年度に新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の新設、増設に伴う初度設備」ですので、「初度設備」の対象になりません。	
11	新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床を新設、増設するために要したゾーニング費用は補助対象となるか。	消耗品や備品であれば、初度設備費(1床当たり133,000円)の補助対象となり得ます。	
12	初度設備費の補助金基準額(上限額)について、「1床あたり～」とありますが、この「病床数」は具体的に何を示しているか。	令和5年度に新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために新設、増設する病床数です。 病院の許可病床数や稼働病床数ではないのでご注意ください。 ※入院病床の新設・増床は、確保病床、確保病床外(コロナ患者優先となります)を問いません。ただし、G-MIS上に受入可能病床数が入力されていることを確認させていただきます。(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入のための救急・産科・小児医療体制確保整備事業も同様です。)	
<b>人工呼吸器及び付帯する備品</b>			
13	ネーザルハイフローは対象ですか。	対象です。 なお、人工呼吸器等を整備する場合、入院患者が重症化した際に対応できる体制を確保してください。 ※付帯する備品のみ申請はできません。	
<b>簡易陰圧装置</b>			
14	病院の空調設備の更新は対象ですか。	空調設備の改築や更新等は対象外です。	
<b>簡易ベッド</b>			
15	簡易ベッドとはどのようなものか。	入院患者の対応にあたり、緊急的、一時的に設置する簡易ベッドが対象です。	
<b>簡易病室及び付帯する備品</b>			
16	補助対象設備に「簡易病室及び付帯する備品」とあるが、付帯する備品の対象は何か。	エアコンなど、簡易病室として運営していくに当たって最低限の備品が対象です。	
17	一般病床をコロナ専用病床に改修して新型コロナ患者を受け入れる予定だが、このような場合の改修費用は、新設・増設に伴う簡易病室の対象となるか。	一般病床をコロナ専用病床に転換するために既存の建物の増築や改築した際の費用は簡易病室の対象とはなりません。 簡易病室は、基本的にはプレハブを作るなど一時的に簡易な病室を新設する場合が対象であるため、既存の一般病床を改修して新型コロナ患者等の病床を確保するための経費は対象外です。 ただし、一般病床をコロナ専用病床に転換するために要した消耗品費や備品購入費は初度設備費の補助対象となりえます。	
18	簡易病室とは具体的にどのようなものか。また、簡易病室を設置するために必要な工事費等を含んで良いか。	補助対象の簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造を持ち緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等へ入院医療を提供する病室です。 緊急的かつ一時的に設置するものであるため、コロナ収束後は撤去することが前提となります。 また、簡易病室の構造によっては建築基準法の手続きが必要となる場合があります。 なお、直接、設備を設置するための工事費等についても補助対象となりますが、既存建物の増改築等の改修費は補助対象外となります。	
19	令和4年度に本事業で「簡易病室」のリース費用について申請を行ったが、令和5年度に同事業で「簡易病室」のリース費用や処分費用の申請は可能か。	令和4年度にリースした簡易病室は、補助対象期間内(令和6年3月31日まで)に解体する場合のみ処分費用が補助対象となり得ます。申請前に県までご相談ください。 しかし、令和5年10月以降に新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関として引き続きリースで整備する場合のリース費用は、補助対象外です。	
20	簡易病室としてプレハブを設置する場合、病室機能として必要なエアコンや医療機器等も一体となる備品として、補助対象になるのか。	簡易病室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象となります。 消耗品及び診療を直接サポートするような機器は付帯備品として補助対象にはなりません。	

HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)、HEPAフィルター付きパーテーション		
21	家庭用の空気清浄機は対象となるか。	HEPAフィルターの付いているものが対象であり、入院患者を受け入れる場所に設置する設備が対象です。一般的な家庭用空気清浄機は対象外です。
22	HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)の設置費は補助対象か？	設置費も補助対象です。(ダクト工事等)
23	HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)を複数台整備したいが可能か。	可能ですが、上限額は1医療機関当たりの金額となっているため、ご注意ください。
24	HEPAフィルターよりも高性能のフィルターを付けた医科用体外バキュームは、HEPAフィルター付き空気清浄機として補助対象となるか。	体外バキューム装置は「HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)」とは別の機器と考えられるため、対象とはなりません。
25	HEPAフィルターの交換用フィルターは補助対象となるか。	対象となりません。
26	陰圧対応可能なHEPAフィルター付き空気清浄機を購入し、陰圧機能を使用しない場合は補助対象となるか。	空気清浄機本体に陰圧機能がついているもので、陰圧機能を使用する場合にのみ補助対象となります。
個人防護具		
27	個人防護具の対象期間は？	・「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナ対策本部事務連絡)で規定する※「対象期間」に限ります。 ※県が医療機関に確保病床の確保を依頼している期間(段階1～3)→令和6年1月10日～です。補助対象期間が終了になれば、県よりメールで通知する予定です。
28	個人防護具の単価や数量は、どのように申請したらよいか。	令和6年2月15日(木)～令和6年2月29日(木)の間に <b>事前エントリー</b> をお願いします。その後、補助対象期間の終了後に本申請(交付申請・実績報告書・請求)を提出してください。 申請の際には、個人防護具の使用実績を提出いただきますので、申請様式(Excelファイル)の個人防護具使用実績に実績を確実に入力してください。
29	シューズカバー、アームカバー、プラスチックガウン等を含めて申請してよいか。	シューズカバー、アームカバー、プラスチックガウン等は対象になりません。 マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドのみが対象です。
30	複数事業で個人防護具を申請してもよいか。	各補助金事業の目的に応じて、各事業に従事する人数分を申請出来ます。(本事業では入院医療に従事する医師や看護師等の使用分のみが対象ですので、診療・検査医療機関への対応や一般外来で使用するものとは区別してください。)ただし、備蓄等を目的とする整備は補助対象外です。
31	個人防護具の申請について新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療に携わる医療従事者の範囲は？	新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療の対応を行う医療機関勤務職員です(事務職等であっても新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療の対応を行う業務を担当している場合に対象とできます。)
その他		
32	令和5年9月30日までに納品されたHEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)及びHEPAフィルター付きパーテーションは補助の対象となるか。	HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)及びHEPAフィルター付きパーテーションの補助対象期間は令和5年10月1日から令和6年3月31日です。ご注意ください。
33	整備した設備等について、新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者以外にも活用してよいか。	本事業の目的は新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者への医療提供であるため、補助金により整備した設備等を目的以外で使用する場合、知事の承認が必要となります。承認を得ず目的外使用した場合、補助金の全部の返還が必要となる場合があります。また、承認を得て目的外使用した場合、使用期間に応じて補助金の全部または一部の返還が必要となる場合があります。
34	「付帯する備品」のみの申請は可能か。	「人工呼吸器」「体外式膜型人工肺」「簡易病室」の品目において、「付帯する備品」のみの申請はできません。
35	入院医療機関等設備整備事業設備事業で令和4年度以前に整備した設備を追加整備することは可能か。	病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備及び個人防護具以外は対象外です。
36	補助金で購入した物品は廃棄してもよいか。	単価30万円以上の機械及び器具については、規則第19条により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供してはなりません。 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付いただくことがあります。